

令和2年度ハナモモ産地育成支援事業 公募要領

1. 目的

奈良県では、ハナモモ・サクラ・クマザサ・コウヤマキ等の多様な花木品目を出荷できる産地が形成され、生花市場から高い評価を得ている。近年では、生産者の高齢化等に伴う生産量減少等の課題もあるが、多様な花木の安定・継続出荷が可能な産地として期待されているところである。その状況をふまえ、切り枝花木をチャレンジ品目（県の特産品として将来性が期待される農産物）の一つとして位置づけ、生産振興に取り組んできた。

そのなかで、現在産地で生産されているハナモモは植え付けから30年以上経過しているものが多く、生産量減少の主因となっている。

そこで、本事業においては、老木化がすすんでいるハナモモにおいて、新しい苗への植え替えを支援し、生産量の拡大を図る。

2. 事業の内容

事業内容	予算額
老木化がすすむハナモモにおいて、新しい苗への植え替えにより生産量拡大を図る	379千円

3. 補助率

予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内を補助

4. 補助対象経費

補助金交付決定日以降に発生した下記の経費を補助対象経費とする。

ハナモモ苗及び植え替え時に必要な資材の導入に要する経費。ただし、資材については、ハナモモの植え替え本数に必要な量の資材に限る。

5. 補助対象事業者

補助対象事業者となる者は、次のとおりとする。ただし、下記の（1）から（3）を満たす者とする。

- ・3戸以上の県内の生産者で構成された代表者の定めのある法人格を持たない農業者組織。
- ・県内に主たる事務所を有し、県内で営農している農事組合法人または農事組合法人以外の農地所有適格法人。

（1）組織の規約が整備されていること。

（2）法人格を持たない農業者組織においては、構成員の名簿が整備されていること。

（3）組織名義の口座において補助金の管理ができること。

6. 事業実施期間

事業実施期間は、補助金交付決定日から令和3年3月31日までとする。

7. 事業への応募

本事業への取り組みを希望する事業申請者は、別に定める応募期間中に、奈良県食と農の振興部農業水産振興課長あてにハナモモ産地育成支援事業申請書（別紙様式）を提出する。ただし、事業申請者（団体）における事業を実施する生産者（以下、取組生産者とする）のうち、1名でも取り組み本数が5本未満の者を含む場合は受け付けない。

8. 補助対象事業者の選定について

提出された事業申請書について審査を行い、補助対象事業者を選定する。審査は別に定める選定基準によるポイント制で行い、ポイントの合計点数が上位の事業申請者から順位を決定し、順位が高い事業申請者から順に予算の範囲内（但し、補助率は1／2以内）で補助対象事業者として採択する。

なお、複数の補助対象事業者の合計点数が同順位となった場合には、予算額を、複数の補助対象事業者の補助対象経費の合計額により除し、補助率を決定する。各補助対象事業者の補助対象経費を補助率で乗算し、補助金額を算出する。

また、順位が高い事業申請者から採択を行った結果、次点の事業申請者の補助申請額が予算の採択残額を上回った場合は、残額を補助額とする条件で補助対象事業者として採択する。

さらに、次点の事業申請者が複数となった場合の配分方法については、別途定めることとする。

附 則

この公募要領は、令和2年8月31日から施行する。